

移住を目的として平成16年に避難指示解除準備区域（川俣町）内の山林を購入し、仮住まいのガレージを建てて毎月1週間程度を山林で過ごし、原発事故時まで山林の開墾、整地、道路や井戸の設置、植栽等を行って移住の準備を進めてきた申立人らについて、山林の財物損害（価値減少率は全損と評価）、ガレージ購入費用、重機購入費用、井戸等工事費用、精神的損害等が賠償された事例。

（全部）和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇事件（以下「本件」という。）において、申立人X1及び申立人X2（以下「申立人ら」と総称する。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目について、和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載のとおり第1記載の損害項目に対する和解金として、合計金13,785,687円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 確認条項

申立人ら及び被申立人は、第1記載の損害項目のうち、別紙記載の損害項目乃至ケの財物については、仮に本和解による賠償がその価格の全部の賠償である場合でも、その支払にかかわらず所有権は移転しないことを相互に確認する。

第5 清算条項

申立人ら及び被申立人は、別紙記載のとおり第1記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年12月26日

（仲介委員 笹原直和）

別紙和解金額一覧

	損害項目	金額		
		X 1	X 2	小計
ア	検査費用	149,800		149,800
イ	精神的損害 (第2の人生を奪われた ことに対する慰謝料)	1,000,000		1,000,000
ウ	別紙物件目録記載の山林	3,276,238	3,276,238	6,552,476
エ	重機購入費用	2,415,000		2,415,000
オ	ガレージ建設費用	1,260,000		1,260,000
カ	土間工事費用	315,000		315,000
キ	井戸等工事費用	640,500		640,500
ク	井戸ボーリング費用	840,000		840,000
ケ	構築物・庭木	612,911		612,911
	合計	10,509,449	3,276,238	13,785,687

(別紙物件目録省略)